

官民連携導入検討業務委託（その1）公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「官民連携導入検討業務委託（その1）」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

官民連携導入検討業務委託（その1）

(2) 業務の目的

三田市では公共下水道（特定環境保全公共下水道含む）、農業集落排水およびコミュニティ・プラント事業によって下水道事業を展開している。本業務は、これらの下水道施設が本格的な更新時代を迎えるにあたり、民間が持つ経営ノウハウ、技術、カスタマーサービス、スピード感を活用するだけでなく、官民が真に対等なパートナーシップを築き、欠かすことができない下水道サービスを将来にわたり持続可能とするための選択肢として官民連携（ウォーターPPP）導入を検討するものである。

なお、検討を進めるにあたっては、当市がモデル都市として選定された国土交通省発注業務である令和6年度下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（その2）（以下、「案件形成検討業務（その2）」と称する。）の成果を踏まえ課題を整理し基本方針を作成する。また、詳細に示した業務範囲に基づき民間事業者の参入意向及び導入効果を確認した上で事業スキーム等を決定していくこととする。

(3) 業務内容

別紙「官民連携導入検討業務委託（その1）仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すとおりとする。

(4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ①官民連携事業スキーム詳細検討の着眼点
- ②マーケットサウンディングについて
- ③官民連携事業実現に向けた総合評価、手法選定の留意点

(5) 履行期間 令和7年6月（下旬予定）～ 令和8年3月27日まで

2 予算

委託料の見積限度額は、以下の通りとする（消費税額及び地方消費税額を含む）。

19,263,200円

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
実施公告	4月9日(水)
質疑受付期限	4月15日(火)17時
質疑回答期日	4月18日(金)
参加表明書提出期限	4月23日(水)17時
参加表明書審査	4月24日(木)～5月2日(金)
参加資格審査結果 (選定・非選定)通知	5月2日(金)
技術提案書提出期限	5月23日(金)17時
技術提案書審査 (プレゼンテーション)	6月3日(火)～6月4日(水) ※上記期間中に実施予定
選定審査結果 (特定・非特定)通知	プレゼンテーション後、概ね1週間程度

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

なお、本業務の実施が本業務以降に発注する本施設に係る業務委託等の参加資格に支障を与えることはないものとする。

【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

＜プロポーザル参加のための確認書類＞ ※追加資料の提供を求める場合があります。

① 代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）
② 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3） ※ 滞納がないことが確認できること
③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※ 最新1年分の決算数値がわかるもの
④ 印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている

者を除く。) でないこと。

- (5) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。
- (6) 国税・県税・市税を滞納していないこと。

【その他要件】

過去 10 年以内（平成 27 年度から令和 6 年度）に、国または地方公共団体において、下水道分野における官民連携導入可能性調査業務委託を履行した実績を有していること。

6 質疑・応答

- (1) 提出方法
質問書（様式 6）により、下記（3）のメールアドレスに電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限
令和 7 年 4 月 15 日（火） 17 時まで（必着）
- (3) 提出先
三田市上下水道部下水道課
メールアドレス：gesuido@city.sanda.lg.jp
- (4) 回答方法
令和 7 年 4 月 18 日（金） 17 時までに三田市公式ホームページの「入札・契約」ページに掲載する。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

内 容	提出部数
① 参加表明書（様式 1）	各 1 部
② 会社概要・業務実績（様式 2）	
③ 業務実施体制（様式 3）	
④ 照査・管理・担当技術者の経歴等（様式 4）	
⑤ 照査・管理・担当技術者の業務実績（様式 5）	
⑥ 5 (1) で示した書類（三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ）	

(2) 留意事項

- ①業務実績及び業務予定者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ②記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、配置予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③配置予定技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの（健康保険証の写し等）

を添付すること。

④業務の一部を協力業者に再委託する場合は、業務実施体制（様式3）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。

⑤様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限 令和7年4月23日（水）17時まで

(4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く9時から17時までの間に持参すること）

(5) 提出先 「14 問合せ先」のとおり

8 参加資格審査・通知

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(2) 通知

結果通知は、令和7年5月2日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

9 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書（様式7）	各8部 （正本1部、副本7部）
②業務の実施方針・スケジュールなど（様式8）	
③特定テーマに対する技術提案（様式9、10、11）	
④見積書（様式12）	1部

(2) 留意事項

① 文字サイズは原則10ポイント以上とし、書体は見やすいものとする。

② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。

③ 見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額（税込）を記載すること。また見積書は「2 予算」に記載されている予算額を超過しないように留意すること。

③提出書類①～③は、表紙に社名及び押印された正本を1部、表紙を含む書類中に社名の記載がない副本を7部用意すること

(3) 提出期限 令和7年5月23日（金）17時まで

(4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配

達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く 9 時から 17 時までの間に持参すること。）

(5) 提出先 「14 問合せ先」のとおり

10 技術提案書の審査（プレゼンテーション）

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 実施日 令和 7 年 6 月 3 日（火）～ 4 日（水）※左記期間中に実施予定
- (2) 場所 三田市役所庁舎内会議室
- (3) 出席者 配置予定の管理技術者を含め、4 人までとする。
- (4) その他 プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは市において用意する。
 - ・プレゼンテーションは 1 者ごとに実施し、説明 30 分、質疑応答 15 分とする。
 - ・プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。

11 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。なお、選定は次の「(1)技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）」の項目を全て満たしている者を選定し、「(2)技術提案書を特定するための基準（二次審査）」による審査結果に基づく評価点により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）

評価項目	評価内容	評価基準
1-1. 同種業務の受託実績	・下水道分野における官民連携導入可能性調査業務委託の実績の有無 ※共同企業体の場合、最大出資率の構成員が有していること。	必須
1-2. 会社としての公的資格の取得状況	・個人情報の適切な管理に関する規格の有無 (プライバシーマーク、JISQ15001、ISO/IEC27001 のいずれか) ※共同企業体の場合、全ての構成員が有していること。	必須
1-3. 技術者の配置状況	・配置される技術者の保有資格の有無 ・同種業務の実績の有無	必須

(2) 技術提案書を特定するための基準（二次審査）

評価項目	評価内容	配点
2-1. 業務の実施方法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スキーム決定に対するロードマップが適切に説明されているか ・業務の進め方・スケジュールは仕様書に沿ったものとなっているか 	10
2-2. (特定テーマ) 官民連携事業スキーム詳細検討の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲の検討において、官民の情報共有手法の構築や住民サービス向上に向けた検討が提案されているか。 ・画一的な事業スキームではなく、本市の実情に沿ったスキーム検討が提案されているか。 	20
2-3. (特定テーマ) マーケットサウンディングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事業者への効果的な周知方法について提案がされているか ・本市の実情を踏まえた地域事業者に対してのサウンディング調査の提案がされているか 	20
2-4. (特定テーマ) 官民連携事業実現に向けた総合的評価、手法選定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・VFM算定が単なる算定式の提案ではなく工夫があるか ・将来的な構想を含めた複数の事業立案をする用意があるか 	20
2-5. 説明力・コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案企画書を基に説明されているか。 ・説明が論理的で、わかりやすい内容であるか。 ・業務担当者との議論、意思疎通が容易であるか。 	5
2-6. 業務全般に関する知識力	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する応答が的確かつ迅速であるか ・システム構築分野全般に関する知識力があるか 	5
2-7. 見積額の妥当性・経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・最低見積額 ÷ 当該見積額（提案額） × 20 	20

同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ① 「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ② 参加見積書の金額が低い者
- ③ 上記においても同点の場合は、審査委員の多数決により決定する。

12 技術提案書審査・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。ただし、11.(2)技術提案書を特定するための基準（二次審査）において合計点が60点未満については非特定とする。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、プレゼンテーション当日の資料配布は不可とする。なお、記載した管理・主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合は除く。
- (6) 本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）によりその旨を届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書及び業務計画書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその

一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市上下水道部下水道課（3号庁舎2階）

TEL 079-559-5122

E-mail: gesuido@city.sanda.lg.jp